

滋賀県自転車の 安全で適正な利用の 促進に関する条例

平成28年2月26日施行

自転車の
点検整備
および防犯対策
(防犯登録、施錠)

自転車
損害賠償保険
の加入義務
(平成28年10月1日施行)

幼児・児童・
生徒・高齢者の
ヘルメット着用

自転車を利用した
観光の推進

自転車道路環境
の整備



滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 とは

滋賀県全体で自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開し、自転車の関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

条例の主な内容

関係者の責務・役割 (第1章)

- ・ 自転車関係法令の遵守と知識、技能の修得
- ・ 家庭、地域等での啓発

県民

事業者

- ・ 従業員に対する啓発
- ・ 事業活動での取組
- ・ 自転車の施策への協力

関係者の連携・協働

- ・ 自転車の安全で適正な利用を促進する積極的な活動
- ・ 自転車の施策への協力

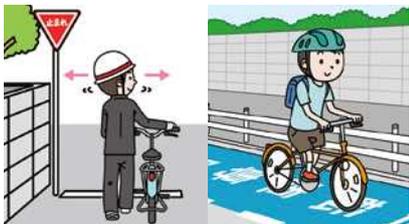
交通安全団体等

県

- ・ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定・実施
- ・ 市町との連携、協力

自転車交通安全教育 (第2章)

● 学校における自転車交通安全教育



発達の段階に応じた自転車交通安全教育を実施。

● 家庭、地域における自転車交通安全教育



幼児、児童、生徒と高齢者はヘルメットを着用しましょう。

● 事業者による自転車交通安全教育



自転車を利用する従業員に、自転車交通安全教室を実施しましょう。

自転車の安全で適正な利用に関する取組 (第3章)

● 自転車損害賠償保険等の加入義務 (平成28年10月1日施行)



自転車事故の損害を補償する保険に加入しましょう。

● 自転車の点検整備および防犯対策



自転車の定期的な点検と防犯登録および施錠の実施。

● 自転車の安全で適正な利用



夜間のライト点灯、傘差し運転等の禁止、歩行者の保護。

● 道路環境の整備

● 自転車を利用した観光の推進

